

## 意見公募によって提出いただいた意見及び反映結果

施策案の名称	取手市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（案）	
意見募集期間	平成30年12月15日から平成31年1月15日まで	
意見提出者数	2人（うち0人が匿名等）	
提出意見数	2件	
意見項目数	2件	
意見提出の内訳	直接窓口へ持参	人 件
	郵送	人 件
	ファクス	2人 2件
	電子メール	人 件
意見の反映結果	A 案に反映させたもの（反映・修正箇所がわかるものを添付）	件
	B 意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの	件
	C 今後の取り組みにおいて参考にするもの	件
	D 案に反映できないもの	件
	E その他（感想・賛否のみなど）	2件
匿名等による意見提出者数	0人	

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています

※類似の意見に対しては、まとめて市（実施機関）の考え方を掲載したものがある場合は、意見項目数と一致しません

※詳細は別紙のとおり

## 提出された意見と市の考え方

番号	該当ページ	意見	市（実施機関）の考え方	反映区分
1	1から2	ぜひ早急に実施して頂き、全国の模範の市となる様、尽力頂きたい。	ご意見として承ります。	E
2	1から2	高齢化と共に益々空き家が多くなってきておりますが、「個人情報保護」だからとか「今の法律では」とか、とにかく迷惑をかける側の人権は色々と守られているに、迷惑をうけている側の人権は置き去りにされている感があります。予期せぬ気象状況がいつ発生してもおかしくない現在の環境です。この条例改正案は早期実施すべきだと思います。現状を直視した案だと思います。是非、実現しいただきくよろしくをお願いします。現に筑波市ではありますが私の知り合いが様々な制約のもと何も手がつけられず困って泣き寝入り状態です。	ご意見として承ります。	E

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています。

